



商業高校では再利用の可能性はないのだが、環境対策や福祉政策の一環として、県内でパソコンを持たない家庭や近隣諸国への贈与や、あるいは分解・工作を通じた機械構造の勉強というような小学生対象の学習機会への提供可能性はないのか等々、スペックの問題を所用の条件としつつも、再利用の用途は検討されていないようであった。今後は、用紙などの再利用と同様に、廃棄対象設備もまた県の貴重な財産の一つと捉えて、その再利用の可能性を探る機会を設けてもよいと痛感したことを書き留めておきたい。

[監査結果]

以上、検討してきたところを整理すると、

- ①定価至上主義の見直し、および
- ②環境と福祉のために廃棄予定品の再利用を検討すべき必要があることを指摘しておきたい。（意見）

土木部	都市整備課
屋外用 LED 表示装置	61,285,000

とべ動物園の正面ゲートに電光掲示板があるのをご存知だろうか。この電光掲示板が屋外 LED 表示装置のことであり、さらに小型の一基が園内の動物園管理事務所のところにも設置されており、これらの合計で上記金額である。平成 7 年 3 月に購入している。なお、購入設置の経緯は、「とべ動物園の開園昭和 63 年以来、県内レジャー施設の増加に伴い、来園者の減少傾向がみられ、ソフト面の充実を図りたい、具体的にはとべ動物園の来園者に対し、各種イベント、出来事、案内等を効率よく伝達する電光掲示板設置を設置したい」ということで、日本宝くじ協会公益事業助成措置によった取得である。

ところが、実はここ数年使っていない。年間保守料が 170 万円程必要であること、さらに数年前から故障等があり、修理をすると費用がかかるという理由からである。



監査結果

この機器の税務上の耐用年数 10 年であるとのことであるが、数年前は税務上の耐用年数 10 年にまだ達していない段階であり、税務上の耐用年数は税務目的の耐用年数であり、実態はこれよりずっと長く使える場合がほとんどである。

さらに動物園として保守料をかけてまで使用する意味がないと決断したことは、むしろ経済性を意識した判断であり評価できるが、年間保守料は当初からわかつていたはずであり、又当初のねらい通りの効果がなかったと判断された結果と思われる。従って、この資産については、結果として愛媛県自らが支出していないとはいえ、投資額に見合った活用ができなかつたといえる。

投資に際しては、常に投資の後のこと、又来園者と接している動物園現場を意識したもの、それらを数字化したところで検討が望まれる。（意見）

県民環境部	消防防災安全課
放送中継車	25,068,395
衛星車載局(衛星系防災行政 無線設備)	98,975,004



平成 9 年に、愛媛県における非常災害発生時における現場状況を早期に把握し、県内及び全国への画像情報の配信及び中継等、又県として現場の実態把握を即時に行うこととして放送中継車及び衛星車載局を導入している。ベース車両はランドクルーザーではあるが、搭載機器の設置のための特別仕様等があり、25 百万円になった。又搭載機器にはパラボアアンテナ、送受信、映像、監視、測定、発電機等の各機器の合計金額が 99 百万円となっている。

導入後、県として災害中継のために実践した例としては、2004 年 12 月の長浜タンカー事故があるが、他は 2005 年 10 月に高松での消防訓練、2005 年 9 月西条での防災訓練の状況を中継している。なお、実際の使用については、行政の担当者が現場に車で行きセットしなければならず、非常災害の中継ために災害現場に近づけるとしても実際上限界がある。

監査結果

①導入以来、上述の長浜タンカー事故以外はデモ用、訓練用にしか使用していない。又活用するにしても行政の担当者が危険な災害現場にてセットしなければならず、この設備をこれだけのコストをかけて投入したことの有用性に疑問がある。

導入後、9 年が経過しようとしているわけであるが、今後、更新時期が来た場合その有用性を再検討される必要がある。その際、どうしても必要という結論がでた場合でも、例えば四国 4 県で 1 台等、もっと広域を意識し、投資対効果を考えられる必要がある。

（意見）

②上記のうちの衛星車載局(衛星系防災行政無線設備)は工作物に分類されていたために、財産に関する調書への記載対象外となっており、総務管理課への提出資料に含められていなかつた。

ある財産が公有財産のうちのどの財産に該当するものであるかどうかについては、「愛媛県公有財産に関する事務取扱いについて(昭和 41 年 8 月 18 日管第 126 号)³⁴」によっている。ここで工作物の定義を行い、別紙(3)にて工作物種目表により 34 項目を掲げているが、上述の衛星車載局(衛星系防災行政無線設備)は、車という動産に設置されているものであるから、工作物というより、物品に相当するものと思われる。(意見)

なお、この指摘に従い、部課にても検討され、物品として認識されるとともに直ちに総務管理課に物品として報告されている。

教育委員会	美術館
-------	-----

現在の愛媛県美術館は平成 10 年に設置されたもので平成 17 年 3 月末現在、10,638 点の収蔵作品がある。このうち約 1800 点は昭和 45 年に開館した愛媛県立美術館の廃止に伴い引き継いだものである。

美術品の収集は、年 1 回開催される収集評価委員会の審議結果を基に購入するか、寄贈を受けており、購入の場合は「愛媛県美術品等取得基金」を活用している。平成 17 年 3 月末現在の重要物品(1 点 100 万円以上)ということでリストアップしてもらった下記について管理状況を検討した。

分類	点数	評価額
日本画	138	4,971,230,000
洋画	345	2,720,703,500
書	52	177,610,000
彫刻	17	141,790,000
工芸	10	78,300,000
美術作品計	562	8,089,633,500
絵画ラック	45	45,990,000
ハイビジョンソフト	10	30,765,000
移動展示ケース	4	9,744,000

³⁴愛媛県公有財産に関する事務取扱いについて 5. 公有財産の範囲の一つとして「不動産及び動産の従物」が該当するものであり、別紙(3~4)のとおり基準種目等を策定したからこれに該当するものがあれば工作物として別紙様式の台帳を整備すること。なお、工作物とは、土地に人口的に構築され、その土地および建物に定着された状態で一定の目的に継続的に使用される建物以外の物体を指すものである。

このうち、美術作品については、

- a. 現物作品の管理状態(品質保全対策、セキュリティ対策)
- b. 現物と管理台帳の照合
- c. 入出庫する場合の受渡管理
- d. 企画展、常設展の開催状況
- e. 現物作品の各ジャンルごとのサンプリング実査

を行い、その管理状況を検討した。

監査結果

地下収蔵庫への出入りは、学芸員資格を保有した学芸員 10 名又は課長、係長 2 名の計 13 名のみが可能であり、他の者はこれら 13 名のうちの誰かの立会が必要である。このため、原則として、美術館職員以外の者が地下収蔵庫に出入りすることはないが、展示・撤去作業等を補佐するため学芸員の指導・監督のもと、美術品取り扱いの研修を受けた美術専門業者が出入りすることがある。

只、これらについて文書等のマニュアルがあるわけではなく、又作品取り扱いにかかる誓約書、心得といったものを書いてもらい、美術品取り扱いの自覚を促しているわけではない。今まで盜難、紛失等の事故はなかったとはいえ、高額の美術品の取り扱いであり、又、学芸員が交代する場合等のことも考慮して、セキュリティ対策として、管理・取り扱いマニュアルのようなものを策定して、管理すべきである。(意見)

作品の定期的な「棚卸」は今まで実施したことがなく、常設展、企画展の作品の収蔵庫よりの授受の場合、作品の点検はすることで結果として作品チェックをしている程度のことである。今後、美術館として定期的にジャンルを決めて循環して棚卸を行い、この際、美術館外部の者(愛媛県の定期監査等の一環としてもよい)がその棚卸に立会うということをすることが美術品のような高額品の管理状況のチェックとして有効と考える。(意見)

作品の現物とこれを個別に管理する管理台帳を照合したが、愛媛県立美術館時代の旧の台帳と愛媛県美術館となった後の新の台帳があり、新の台帳では現物の写真をポジフィルムでとって台帳に貼付けることとなっているが、10,000 円/点の費用がかかることもあります、未整備のものが見受けられた。

旧台帳と新台帳と記載項目は異なるが、むしろ現物を特定できる台帳が旧、新どちらかわからないという状態が問題である。 10,000 円/点の費用をかけて写真をとり台帳を整備するのではなく、市販の安価なカメラでもよいので少なくとも写真をとり、作品が特定できるように、又新しい記載事項のある台帳が整備されるようにしておく必要がある。(指摘)

農林水産部	
土地・建物	愛媛県農業試験場（本場）

愛媛県農業試験場（本場）には、平成3年11月に完成した本館がある。その敷地面積は246,931.00m²、本館床面積は5,730.50m²、同付属施設は5,581.55m²もの広さである。

ところで、この試験場には11の重要物品(取得価額10百万円超)がある。そこで、その使用状況および管理状況を観察し、使用状況や管理状況等を聴取した。以下に整理する。

① X線マイクロアナライザー、平成3年12月取得、取得価額66,950千円

使用目的は、物質表面の元素分布の分析であり、常時使用するものではないが、それなりに使用されている。今後も継続して使用することであり、使用状況や管理状況等に問題はない。

② 発光分光分析装置、昭和58年3月取得、取得価額32,800千円

使用目的は、植物や肥料、水に含まれる微量の肥料成分や重金属の分析であるが、現在故障中である。機種が古く部品等が調達不能のため修理不能のことである。今後の使用予定もなく、処分費用が予算承認された後、廃棄処分する方針とのことである。



③ DNAシーケンサー、平成3年12月取得、取得価額21,825千円

使用目的はDNA上に記録された塩基配列の自動読み取りであるが、現在故障中である。

②の発光分光分析装置と同様、機種が古く部品等が調達不能のため、修理不能である。したがって、今後の使用予定はなく、処分費用が予算承認されて後、廃棄処分する方針とのことである

④ 画像解析装置、平成7年2月取得、取得価額15,738千円

使用目的は、カメラなどで撮影した画像の形や色の解析。植物等の表面温度の測定である。使用頻度は低いがそれなりに使用しており、今後も継続して使用することである。使用状況や管理状況等に問題はない。

⑤ 液体クロマトグラフ質量分析装置、平成15年3月取得、取得価額14,889千円

使用目的は、農作物の残留農薬分析であり、かなりの高頻度（年間400検体以上）で使用中である。今後も継続して使用することであって、使用状況や管理状況等に問題はない。

⑥ 米食味計・品質分析計、平成3年3月取得、取得価額14,470千円

使用目的は、玄米の食味値、粘り値、玄米蛋白、水分の測定であり、米の収穫・調整後、11月から4月にかけて使用している。今後も継続して使用することであって、使用状況や管理状況等に問題はない。

⑦ 超省力壮蚕飼育装置、平成3年11月取得、取得価額12,225千円

使用目的は、半自動の蚕飼育装置であり、旧蚕業支場で使用していたが、使用目的が限ら

れた特殊な装置であり、現在不使用の状態である。旧蚕支場で保管中であるが、使用可能かどうかは不明である。また今後の使用予定はとくになく、処分費用が予算承認されてから、廃棄処分する方針とのことである。

⑧ 炭素・窒素等元素分析装置、平成14年3月取得、取得価額12,180千円

使用目的は、植物等の炭素・窒素の専用分析装置であって、當時使用するものではないが、時季的によく使用している。今後も継続して使用することであり、使用状況や管理状況等に問題はない。

⑨ DNAシーケンサー、平成14年1月取得、取得価額10,479千円

使用目的はDNA上に記録された塩基配列の自動読み取りであり、使用している。今後も継続して使用することであって、使用状況や管理状況等に問題はない。

⑩ 自動選繭機、平成10年3月取得、取得価額10,470千円

旧蚕糸業法（現在は廃止）に基づき、県が繭を検定するために旧繭検定所で使用していた機器であるが、使用目的が限られた特殊な装置であり、現在不使用である。旧蚕支場で保管中であるが、使用可能かどうかは不明でもある。今後の使用予定もなく、処分費用を考慮の上、廃棄処分する方針とのことである。

⑪ 恒温恒湿槽、昭和60年4月取得、取得価額10,400千円

使用目的は、主に花き球根や苗の低温処理、野菜の低温貯蔵である。平成9年度に旧蚕業支場が廃止されたとき、機材・資材置き場確保のため、故障がちであった当機器を廃棄処分した。しかし、備品台帳上の廃棄手続きが未済であったため、現在手続中であるとのことである。

監査結果

②発光分光分析装置および③DNAシーケンサー

使用不能の物品を、県の資産として登録し続けていることは問題がある。修理不能と判断した段階で、遅滞なく備品台帳からの抹消手続きを取るべきであった。また処分費用の問題は現物処理の問題なので話が別である。(指摘)

⑦超省力壮蚕飼育装置および⑩自動選繭機

当該資産は使用目的が限られた機器であり、仮に使用可能だとしても具体的な使途が無い場合、県の資産として計上し続けることは望ましくない。使用の可否は不明であり今後の使用予定はないということだが、使用予定がないと判断した段階で、遅滞なく備品台帳からの抹消手続きを取るべきであった。また処分費用の問題は現物処理の問題なので話が別である。(指摘)

⑪ 恒温恒湿槽

平成9年度に廃棄済みの重要物品を、7年間にわたって備品台帳に登録し続けていた。早急に抹消手続きをするべきである。現物と台帳は一致するべきという資産管理上の原則意識が乏しかったものと思われる。今後は現物と管理台帳との照合を心掛けていただきたい。(指摘)

テーマ2

愛媛県の公営企業等の消費税及び 地方消費税について

第1 外部監査対象の概要

1. 事件（監査のテーマ）を選定した理由

自治体の公営企業についても、民間企業と同様、対価を得て事業として行う資産の譲渡、役務の提供等について、消費税が課税されているが、組織としての性格上、税についての意識が民間企業に比べて低く、節税する努力等が不足しているといわれているところである。

また、公営企業等の消費税に関しては、民間企業にはない特例の適用がある等、複雑な税金計算が求められている。

今後、消費税率のアップが予想され、日本の税体系における消費税の重要性が増していくと考えられる中で、現段階において、消費税計算に対する正しい理解が行われ、正しい税計算が行われているかを監査することは意義のあることと考えた。

2. 消費税の概要

（1）課税対象

消費税は、①国内において事業者が事業として、対価を得て行なった資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供（以下、「資産の譲渡等」という）及び②保税地域から引き取られる外国貨物が課税対象となる³⁵。以下では、地方公共団体においては②の取引の発生は皆無、若しくは僅少であるため無視することとする。他方、①のうち、非課税取引³⁶や免税取引³⁷については消費税が課税されない。したがって、地方公共団体においても、非課税取引や免税取引を除き、国内において対価を得て行った資産の譲渡等に対して原則として課税されることとなる。

（2）小規模事業者の特例（免税事業者）

課税期間（対象事業年度）の基準期間（対象事業年度の前々事業年度³⁸）の課税売上高が1,000万円以下の事業者はその課税期間において免税とされる³⁹。平成15年度課税期間までは、この適用上限は3,000万円であったが、税制改正により平成16年度以降の課税期間においては適用上限が1,000万円に下げられた。

この場合においても、納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出書である「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより、原則として届けた日の属する課税期間の翌課税期間か

³⁵ 消費税法第4条第1項。

³⁶ 消費税法第6条第1項、同法別表第1。

³⁷ 消費税法第7条。

³⁸ 消費税法第2条第1項第14号。

³⁹ 消費税法第9条第1項。

ら課税事業者となることができる⁴⁰。いったん消費税課税事業者選択届出書を提出した場合は、課税事業者となった課税期間の初日から 2 年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、その選択をやめる旨の届出書である「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出できない⁴¹。

(3) 消費税額の計算

課税標準額に対する消費税額(以下、課税標準税額という。税抜課税売上高(1,000 円未満切捨)×4%と計算される。)から当該課税期間中の課税仕入れに係る消費税額(仕入控除税額)を控除できるとされている⁴²。このようにして求められた消費税額の 25 パーセント($4\% \times 25\% = 1\%$)を地方消費税額として計算し、両者を併せて国(所轄税務署)に納付する。

(4) 仕入税額控除

(イ) 仕入税額控除の意味

課税仕入れに含まれる消費税額を仕入控除税額という。消費税額の計算においては課税標準額に対する消費税額から仕入控除税額を差し引くことができるが、その理由は、課税仕入れは課税売上に対して対価性があり、課税売上のコストとしての性質を持つからである。すなわち課税仕入れに含まれる消費税額は、課税売上に含まれて転嫁されていき、最終的には最終消費者が全額負担する。最初の仕入から最終の消費に至るまでの間に位置する事業者は、課税売上に対する消費税(課税標準税額)から課税仕入れに係る消費税である仕入控除税額を差し引いた税額を負担することになる。

(ロ) 本則課税

仕入税額控除計算の本則課税とは、実際の課税仕入れ額に基づいて仕入税額控除を計算する方法をいう。本則課税は課税売上割合の違いによって次のように行われる。

課税売上割合とは、課税期間中に行った資産の譲渡等の対価の額(税抜)に占める課税資産の譲渡等の対価(税抜)の割合をいう。資産の譲渡等の対価の額(税抜)とは、税抜課税売上高、非課税売上高及び免税売上高の合計額をいう。

i 課税売上割合が 95 パーセント以上の場合

課税標準税額から控除する仕入控除税額は課税仕入の $4/105$ で計算される課税仕入税額全額とする⁴³。

ii 課税売上割合が 95 パーセント未満の場合

課税売上割合が 95 パーセント未満の場合とは、資産の譲渡等の対価に占める非課税

⁴⁰ 消費税法第 9 条第 4 項。

⁴¹ 消費税法第 9 条第 5 項、第 6 項、第 7 項。

⁴² 消費税法第 30 条第 1 項、消費税法施行令第 46 条。

⁴³ 消費税法第 30 条第 1 項。

売上の割合が5%超の場合である。この場合には、課税標準税額から控除する仕入控除税額は課税売上に対する課税仕入税額のみとされる。

上記（イ）で述べたように、中間事業者が課税標準税額から仕入控除税額を差し引くことができる原因是、課税仕入れに係る税額を、課税売上に含めて転嫁するからであった。したがって、課税売上に係る税額である課税標準税額から控除することができるのは、課税売上のために行われた課税仕入れに係る税額に限られ、非課税売上のために行われた課税仕入れに係る税額は控除できないこととされているのである。

具体的な計算方式としては、課税売上のために行われた課税仕入れを個別に求める

か、課税仕入れに課税売上割合を乗じて一括比例配分で求めるかによって、個別

対応方式と一括比例配分方式とがあり、選択適用が認められる。

ア 個別対応方式

課税仕入が、A. 課税資産の譲渡等（課税売上）にのみ要するもの、B. 非課税資産の譲渡等（非課税売上）にのみ要するもの、C. 両者共通に要するものに明確に区分されている場合に、次のように仕入控除税額を計算することができる⁴⁴。

$$\text{仕入控除税額} = A \times 4 / 105 + C \times 4 / 105 \times \text{課税売上割合}$$

イ 一括比例配分方式

課税仕入を上記のように区分できないため個別対応方式を採用できない場合又は上記区分を行うことができる場合にも適用される⁴⁵。

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税仕入れ} \times 4 / 105 \times \text{課税売上割合}$$

（ハ） 簡易課税（中小企業者の仕入税額控除の特例）⁴⁶

簡易課税は、課税標準額に対する消費税額から控除される仕入控除税額は、実際の課税仕入にかかわらず、課税標準額に対する消費税額に業種による一定割合（みなし仕入率）を乗じた金額とする制度であり、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の中小企業者に対する特例である。平成15年度課税期間までは、この適用上限は2億円であったが、税制改正により平成16年度以降の課税期間においては適用上限が5,000万円に下げられた。

この制度の適用に際しては、簡易課税制度を適用する旨の届出書である「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署に提出していることが要件となる。なお、簡易課税制度の適用は「消費税簡易課税制度選択届出書」提出の日の属する課税期間の翌課税期間から適用される。

⁴⁴ 消費税法第30条第2項第1号。

⁴⁵ 消費税法第30条第2項第2号。

⁴⁶ 消費税法第37条。